

事務連絡
平成24年2月27日

熊本市保健所 御中

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底
についての製造販売業者あての通知の写し文書の追加について
このことについて、平成24年2月17日付け事務連絡により、厚生労働省医薬食品局
安全対策課から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
なお、下記団体については別途通知済みであることを申し添えます。

記

社団法人 熊本県医師会
熊本県公的病院長会
全国自治体病院協議会熊本県支部
全日本病院協会 熊本県支部
社団法人 熊本県薬剤師会
熊本県医薬品卸業協会
熊本県製薬協会

担当
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班：原田、樋口
TEL：096-333-2242
FAX：096-383-1434

事 務 連 絡

平成 24 年 2 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底
についての製造販売業者あての通知の写し文書の追加について

平成 24 年 2 月 14 日付け薬食安発第 0214 第 9 号厚生労働省医薬食品局
安全対策課長通知「抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する
注意喚起の徹底について」に添付していた製造販売業者あて通知の写し文
書に下記の不足がありましたので、追加方よろしく御願い致します。

なお、平成 23 年 11 月 22 日付け薬食安発 1122 第 7 号厚生労働省医薬食
品局安全対策課長通知「抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関
する注意喚起の徹底について」ではアマンタジン塩酸塩の製造販売業者と
して、辰巳化学株式会社あての通知の写しを添付していましたが、現在は
製造販売されていないことから、今回の通知には添付されていません。

記

- 薬食安発 0214 第 3 号「オセルタミビルリン酸塩の使用上の注意に関す
る注意喚起の徹底について」（中外製薬株式会社代表取締役社長あて）
- 薬食安発 0214 第 4 号「ザナミビル水和物の使用上の注意に関する注意
喚起の徹底について」（グラクソ・スミスクライン株式会社代表取締役
社長あて）
- 薬食安発 0214 第 5 号「アマンタジン塩酸塩の使用上の注意に関する注
意喚起の徹底について」（株式会社イセイ代表取締役社長あて）



写

薬食安発 0214 第 3 号
平成 24 年 2 月 14 日

中外製薬株式会社
代表取締役社長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

オセルタミビルリン酸塩の使用上の注意に関する
注意喚起の徹底について

抗インフルエンザウイルス薬使用後の異常行動の発現については、平成 23 年 11 月 22 日薬食安発 1122 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知により、継続して医療関係者に対し注意喚起の徹底を図られるようお願いしているところです。

今般、インフルエンザ感染の拡大が見られ、抗インフルエンザウイルス薬が処方される機会も増えることが予想されます。また、転落までの状況が明らかになっておらず、異常行動が発現したのか否かについても不明ですが、抗インフルエンザウイルス薬ラニナミビルオクタン酸エステル水和物を使用した 10 歳代の患者の転落死が報告されました。このような状況に鑑み、医療関係者に対し引き続き注意喚起の徹底を図られるようお願いします。

写

薬食安発 0214 第 4 号

平成 24 年 2 月 14 日

グラクソ・スミスクライン株式会社
代表取締役社長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

ザナミビル水和物の使用上の注意に関する
注意喚起の徹底について

抗インフルエンザウイルス薬使用後の異常行動の発現については、平成 23 年 11 月 22 日薬食安発 1122 第 2 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知により、継続して医療関係者に対し注意喚起の徹底を図られるようお願いしているところです。

今般、インフルエンザ感染の拡大が見られ、抗インフルエンザウイルス薬が処方される機会も増えることが予想されます。また、転落までの状況が明らかになっておらず、異常行動が発現したのか否かについても不明ですが、抗インフルエンザウイルス薬ラニナミビルオクタン酸エステル水和物を使用した 10 歳代の患者の転落死が報告されました。このような状況に鑑み、医療関係者に対し引き続き注意喚起の徹底を図られるようお願いします。

写

薬食安発 0214 第 5 号

平成 24 年 2 月 14 日

株式会社イセイ
代表取締役社長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

アマンタジン塩酸塩の使用上の注意に関する
注意喚起の徹底について

抗インフルエンザウイルス薬使用後の異常行動の発現については、平成 23 年 11 月 22 日薬食安発 1122 第 3 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知により、継続して医療関係者に対し注意喚起の徹底を図られるようお願いしているところです。

今般、インフルエンザ感染の拡大が見られ、抗インフルエンザウイルス薬が処方される機会も増えることが予想されます。また、転落までの状況が明らかになっておらず、異常行動が発現したのか否かについても不明ですが、抗インフルエンザウイルス薬ラニナミビルオクタン酸エステル水和物を使用した 10 歳代の患者の転落死が報告されました。このような状況に鑑み、医療関係者に対し引き続き注意喚起の徹底を図られるようお願いします。